

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年1月14日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期（自 2019年9月1日 至 2019年11月30日）
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 協治
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小林 友幸
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目1番28号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小林 友幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期連結 累計期間	第70期 第1四半期連結 累計期間	第69期
会計期間	自2018年9月1日 至2018年11月30日	自2019年9月1日 至2019年11月30日	自2018年9月1日 至2019年8月31日
売上高 (千円)	6,112,193	5,322,614	24,388,741
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	210,018	9,713	610,794
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	277,193	33,063	3,981,151
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	270,781	33,063	3,982,418
純資産額 (千円)	504,365	4,182,939	4,216,002
総資産額 (千円)	20,841,072	13,030,313	11,957,402
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	19.91	2.29	285.15
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.42	32.10	35.26

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第69期第1四半期連結累計期間及び第69期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第70期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

#### 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フロー100,503千円を得られたものの、営業損失497,047千円、経常損失610,794千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,981,151千円を計上した結果、4,216,002千円の債務超過となりました。

当第1四半期連結累計期間においては、営業利益60,532千円、経常利益9,713千円、親会社株主に帰属する四半期純利益33,063千円を計上したものの、依然として4,182,939千円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、当該状況の改善に全力を挙げて取り組んでまいります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向が見られるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などの懸念もあり、景気及び個人消費の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

出版流通業界におきましても、依然として市場は縮小傾向にあり、雑誌及びコミックを中心に販売が低迷し、改善の兆しがなかなか見えない状況です。

このような状況下において、当社グループにおきましては、2019年9月27日に成立した事業再生ADR手続において同意を得た事業再生計画に基づいて、事業構造改革に取り組んでまいりました。

具体的には、前期から導入したエリアマネージャー制度によって組織力を強化し、顧客対応及び店舗オペレーションを見直すことによって売上高の増加及び店舗運営コストの削減に努めてまいりました。また、店舗収益力を高めるため、不採算となっていたアニメキャラクターグッズ販売事業（以下、アニメガ事業という）を売却し、比較的好調な文房具及び季節商材などの高収益商品を積極的に既存店舗に導入してまいりました。不採算店舗におきましては、10店舗の閉店を行ってまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は5,322百万円（前年同四半期比12.9%減）、営業利益は60百万円（前年同四半期は営業損失186百万円）、経常利益は9百万円（前年同四半期は経常損失210百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、店舗の休業等による受取補償金31,011千円を特別利益として計上した一方、スクラップアンドビルドに係る固定資産除却損2,970千円を特別損失として計上したことにより33百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失277百万円）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、13,030百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,072百万円増加いたしました。主な要因は、現金及び預金が801百万円、商品が228百万円増加したことなどによるものです。

負債合計は17,213百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,039百万円増加いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が1,086百万円増加したことなどによるものです。

純資産合計は4,182百万円の債務超過であるものの、親会社株主に帰属する四半期純利益33百万円を計上した結果、前連結会計年度末に比べて33百万円増加いたしました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当第1四半期連結累計期間において、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しております。

当社グループは、当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

#### 1. 事業上の施策

##### エリアマネージャー制の導入等

当社グループとしては、日本出版販売株式会社（以下「日販」という）グループ書店のモデルを参考にして、日販の協力を得ながら、部分的に導入していたエリアマネージャー制度を全国展開するとともに、顧客対応や店舗オペレーションの見直しを含め、店舗運営の改善に向けたアクションプランを実行してまいります。

##### 返品率の減少

当社グループは、過剰仕入を抑制し、返品率を一定の基準値以下に減少させることで、収益率を改善してまいります。

##### 文具販売の強化

当社グループは、文具販売の強化を含め、商品構成の見直しを実施してまいります。

##### 不採算店舗の閉鎖

当社グループは、不採算店舗閉鎖の遅延が業績悪化の一因となったことから、今後、不採算店舗の閉鎖を進めるとともに、明確な基準に基づく出退店計画を策定・実行してまいります。

##### 本部等コストの削減

当社グループは、本部コスト削減のため、2019年8月に本社不動産を移転しておりますが、今後も、人件費の削減を含む本部コスト等の削減を実施してまいります。

##### 組織再編等

当社グループは、業務効率化のため、組織再編等を進めており、当社子会社である株式会社ブックストア談と有限会社シマザキについては、2019年5月1日に株式会社文教堂（以下「文教堂」という）が吸収合併しており、また、株式会社文教堂ホビーについては、株式集約により、2019年8月31日に文教堂の完全子会社にしており、2019年12月1日に文教堂に吸収合併いたします。

また、当社グループは、経営資源の選択と集中を強化するため、2019年10月31日付でアニメガ事業を譲渡いたしました。

##### その他の施策

上記の各施策に加えて、当社グループは、人事・考課制度の整備、ガバナンスの強化、店舗に関する施策等を実施してまいります。

#### 2. 金融機関による支援

##### 債務の株式化

一定額以上の債権を有する対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務の一部について、債務の株式化によるご支援をいただきます。その総額は4,160百万円となります。

なお、債務の株式化により発行する株式の内容等につきましては、「第69期 有価証券報告書」の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分)」をご参照ください。

##### 債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務について、2025年8月末日までの返済条件の変更によるご支援をいただきます。

### 3. 日販による支援

#### 資金調達

当社グループは、主要株主である日販からの500百万円の出資により、資本の充実を図ります。また、当社グループの事業・収益向上のために必要な場合には、別途、日販と協議のうえ、追加の支援を受けることを検討します。当社グループとしては、この資金を原資に、老朽化した店舗のリニューアル等の設備投資を実施し、店舗の競争力を維持・強化いたします。また、日販からは、当社グループの取引変更時の在庫に係る既存債務の一部支払について、再延長いただくことで、資金繰りもご支援いただきます。

なお、上記500百万円の出資により発行する株式の内容等につきましては、「第69期 有価証券報告書」の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (第三者割当による種類株式の発行、種類株式の株式併合及び内容変更、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分)」をご参照ください。

#### その他の各種支援

当社グループは、これまで日販より、事業面での支援、役員の派遣を含む人事面での支援を受けてきました。今後も日販から協力を得る予定です。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当社連結子会社である株式会社文教堂は、2019年9月27日開催の取締役会において、事業の一部を譲渡することを決議いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」をご参照下さい。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,066,860
A種類株式	300,000
B種類株式	300,000
C種類株式	300,000
D種類株式	300,000
E種類株式	300,000
F種類株式	300,000
G種類株式	300,000
H種類株式	300,000
I種類株式	300,000
J種類株式	300,000
計	64,066,860

(注) 2019年11月27日開催の第69回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議により、2019年12月2日付でAないしJ種類株式について1,000株を1株にする株式併合及びK種類株式の発行に伴う定款変更を行いました。これにより発行可能株式総数は、8,038,088株減少し、56,028,772株となり、普通株式は5,048,000株減少し56,018,860株に、A種類株式は299,200株減少し800株に、B種類株式は299,200株減少し800株に、C種類株式は299,200株減少し800株に、D種類株式は299,200株減少し800株に、E種類株式は299,200株減少し800株に、F種類株式は299,200株減少し800株に、G種類株式は299,200株減少し800株に、H種類株式は299,200株減少し800株に、I種類株式は299,200株減少し800株に、J種類株式は299,152株減少し848株に、K種類株式は1,864株増加し1,864株となっております。

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年1月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	14,004,715	14,004,715	東京証券取引所 JASDAQ(スタン ダード)	単元株式数100株 (注1)
A種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
B種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
C種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
D種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
E種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
F種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
G種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
H種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
I種類株式	200,000	200	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
J種類株式	212,000	212	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
K種類株式	-	466	非上場	単元株式数1株 (注1) (注2)
計	16,016,715	14,007,193	-	-

(注)1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類株式を発行しております。

2. 種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式(AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という。)を有する株主又は種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額(AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ。)に、年率0.1%を乗じて算出される金額を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。なお、円位未満は切り捨てる。

累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日(同日含む。)から分配日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、 のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

(4) 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額(種類株式ごとの発行済株式総数に払込金額相当額を乗じて得られる額をいう。以下同じ。)を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、端数は切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、円位未満は切り捨てる。

- 1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- 2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- 3) 下記(c)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により取得価額を調整する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普



通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下 1)ないし 3)のいずれかに該当する場合には、当社は種類株主又は種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

- 1) 合併、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき
- 2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき
- 3) その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

(c) 取得価額の調整に際して使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。

#### (6) 金銭を対価とする取得請求権

##### 金銭対価取得請求

種類株主は、2030年以降毎年1月15日(ただし、該当日が休日である場合には翌営業日)に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得請求日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。なお、円位未満は切り捨てる。

##### 分配可能額が不足する場合の按分取得

金銭対価取得請求がなされた日における分配可能額が不足する場合には、取得すべき種類株式は、金銭対価取得請求がなされた種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

#### (7) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭対価取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)から金銭対価取得日(同日含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満は切り捨てる。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。ただし、金銭対価取得日が配当基準日の翌日(同日含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払配当金相当額を計算する。

##### 取得する株式の決定方法等

本項に基づき種類株式の全部又は一部を取得するときは、当社は、AないしK種類株式のすべて種類の種類株式(当該種類の種類株式の発行済株式数から自己株式数を控除した数がゼロとなる種類の種類株式を除く。)を取得するものとする。ただし、ある種類の種類株式を有する種類株主の全員の同意を得た場合は、当社は、当該種類の種類株式を取得しないことができる。

##### 一部取得の場合の取得する株式の決定方法等

種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定方法は、各種の種類株主が保有する種類株式の払込金額相当額の総額に応じて、按分比例の方法による。

#### (8) 株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、種類株主に対して、株式の無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。

当社は、種類株主に対して、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

#### (9) 優先順位

各種の種類株式の優先配当金、各種の種類株式の累積未払配当金相当額及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当の支払順位は、各種の種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、各種の種類株式の優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当が第3順位とする。

各種の種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、各種の種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2019年9月1日～ 2019年11月30日	-	16,016,715	-	100,000	-	3,076,788

(注) 1. 2019年11月27日開催の第69回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議に基づき、2019年12月2日付けでAないしJ種類株式について1,000株を1株にする株式併合を行い、発行済株式総数が2,009,988株減少しております。

2. 2019年11月27日開催の第69回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議に基づき、2019年12月2日を払込期日とする有償第三者割当による増資により、発行済株式総数が466株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,330,000千円増加しております。

3. 2019年11月27日開催の第69回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議に基づき、2019年12月2日付けで、資本金2,380,000千円及び資本準備金5,406,788千円を減少し、欠損填補を行っております。

#### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2019年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	第1回A種類株式	200,000	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。	
	第1回B種類株式	200,000		
	第1回C種類株式	200,000		
	第1回D種類株式	200,000		
	第1回E種類株式	200,000		
	第1回F種類株式	200,000		
	第1回G種類株式	200,000		
	第1回H種類株式	200,000		
	第1回I種類株式	200,000		
	第1回J種類株式	212,000		
	計	2,012,000		
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	27,900	-	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式	13,975,000	139,750	同上
単元未満株式	普通株式	1,815	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数		16,016,715	-	-
総株主の議決権		-	139,750	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

## 【自己株式等】

2019年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社文教堂グループホールディングス	川崎市高津区久本 3 - 1 - 28	27,900	-	27,900	0.17
計	-	27,900	-	27,900	0.17

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について監査法人ナカチによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	662,054	1,463,411
受取手形及び売掛金	1,249,923	1,375,162
商品	7,093,122	7,321,555
貯蔵品	6,913	5,966
1年内回収予定の長期貸付金	36,610	37,077
その他	196,593	221,868
貸倒引当金	242,792	242,792
流動資産合計	9,002,423	10,182,249
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	242,667	244,896
機械装置及び運搬具(純額)	884	810
土地	657,804	657,804
リース資産(純額)	6,938	1,950
その他(純額)	161,268	139,177
有形固定資産合計	1,069,563	1,044,639
無形固定資産		
ソフトウェア	12,769	13,321
電話加入権	32,478	32,478
無形固定資産合計	45,247	45,799
投資その他の資産		
投資有価証券	92,999	92,999
長期貸付金	389,943	380,943
長期未収入金	45,850	45,850
差入保証金	1,761,115	1,691,379
その他	18,925	16,099
貸倒引当金	473,164	472,884
投資その他の資産合計	1,835,670	1,754,388
固定資産合計	2,950,481	2,844,827
繰延資産		
社債発行費	4,498	3,237
繰延資産合計	4,498	3,237
資産合計	11,957,402	13,030,313

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,713,917	5,800,169
短期借入金	7,594,982	7,769,981
1年内返済予定の長期借入金	1,419,716	1,990,465
1年内償還予定の社債	260,000	210,000
リース債務	7,364	2,390
未払法人税等	19,465	5,256
事業構造改革引当金	199,016	121,031
その他	322,179	408,596
流動負債合計	14,536,641	16,307,891
固定負債		
社債	80,000	80,000
長期借入金	962,418	262,913
リース債務	1,176	-
退職給付に係る負債	451,670	422,529
その他	141,498	139,919
固定負債合計	1,636,763	905,361
負債合計	16,173,405	17,213,252
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	5,012,326	5,012,326
利益剰余金	9,310,113	9,277,050
自己株式	18,215	18,215
株主資本合計	4,216,002	4,182,939
純資産合計	4,216,002	4,182,939
負債純資産合計	11,957,402	13,030,313

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
売上高	6,112,193	5,322,614
売上原価	4,588,013	3,855,008
売上総利益	1,524,180	1,467,606
販売費及び一般管理費	1,710,761	1,407,073
営業利益又は営業損失( )	186,581	60,532
営業外収益		
受取利息	2,570	2,353
受取手数料	1,757	1,680
受取家賃	20,313	21,287
その他	4,278	6,439
営業外収益合計	28,920	31,761
営業外費用		
支払利息	42,536	34,604
控除対象外消費税等	-	42,414
その他	9,821	5,560
営業外費用合計	52,357	82,580
経常利益又は経常損失( )	210,018	9,713
特別利益		
賃借権譲渡益	7,500	-
受取補償金	-	31,011
特別利益合計	7,500	31,011
特別損失		
固定資産除却損	10,906	2,970
固定資産売却損	4,700	-
減損損失	53,037	-
特別損失合計	68,643	2,970
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	271,161	37,754
法人税、住民税及び事業税	5,395	4,691
法人税等調整額	636	-
法人税等合計	6,031	4,691
四半期純利益又は四半期純損失( )	277,193	33,063
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	277,193	33,063

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	277,193	33,063
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,412	-
その他の包括利益合計	6,412	-
四半期包括利益	270,781	33,063
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	270,781	33,063
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-



## 【注記事項】

### （継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フロー100,503千円を得られたものの、営業損失497,047千円、経常損失610,794千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,981,151千円を計上した結果、4,216,002千円の債務超過となりました。

当第1四半期連結累計期間においても、営業利益60,532千円、経常利益9,713千円、親会社株主に帰属する四半期純利益33,063千円を計上したものの、依然として4,182,939千円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

当社グループは、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年6月28日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の利用申請を行い、事業再生計画案に対して事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関からご同意を頂き、2019年9月27日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。当社グループは、本事業再生計画に基づき以下の施策を着実に実施してまいります。

### 1. 事業上の施策

#### (1) エリアマネージャー制の導入等

当社グループとしては、日本出版販売株式会社（以下「日販」という）グループ書店のモデルを参考にして、日販の協力を得ながら、部分的に導入していたエリアマネージャー制度を全国展開するとともに、顧客対応や店舗オペレーションの見直しを含め、店舗運営の改善に向けたアクションプランを実行してまいります。

#### (2) 返品率の減少

当社グループは、過剰仕入を抑制し、返品率を一定の基準値以下に減少させることで、収益率を改善してまいります。

#### (3) 文具販売の強化

当社グループは、文具販売の強化を含め、商品構成の見直しを実施してまいります。

#### (4) 不採算店舗の閉鎖

当社グループは、不採算店舗閉鎖の遅延が業績悪化の一因となったことから、今後、不採算店舗の閉鎖を進めるとともに、明確な基準に基づく出退店計画を策定・実行してまいります。

#### (5) 本部等コストの削減

当社グループは、本部コスト削減のため、2019年8月に本社不動産を移転しておりますが、今後も、人件費の削減を含む本部コスト等の削減を実施してまいります。

#### (6) 組織再編等

当社グループは、業務効率化のため、組織再編等を進めており、当社子会社である株式会社ブックストア談と有限会社シマザキについては、2019年5月1日に株式会社文教堂（以下「文教堂」という）が吸収合併しており、また、株式会社文教堂ホビーについては、株式集約により、2019年8月31日に文教堂の完全子会社にしており、2019年12月1日に文教堂に吸収合併いたします。

また、当社グループは、経営資源の選択と集中を強化するため、2019年10月31日付でアニメキャラクターグッズ販売事業（アニメガ事業）を譲渡いたしました。

#### (7) その他の施策

上記の各施策に加えて、当社グループは、人事・考課制度の整備、ガバナンスの強化、店舗に関する施策等を実施してまいります。

## 2. 金融機関による支援

### (1) 債務の株式化

一定額以上の債権を有する対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務の一部について、債務の株式化によるご支援をいただきます。その総額は4,160百万円となります。

なお、債務の株式化により発行する株式の内容等につきましては、以下のとおりです。

#### 1. 本募集株式発行について

##### (1) 募集の概要

払込期間	2019年12月2日から同年12月27日まで 上記にかかわらず、本件引受人との間では、2019年12月2日に払込みを行うことを予定しています。
発行新株式数	K種類株式 466株
発行価額	1株につき10,000,000円
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき5,000,000円
調達資金の額	4,660,000,000円
募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。 みずほ銀行 138株 三井住友銀行 100株 横浜銀行 97株 三井住友信託銀行 39株 商工組合中央金庫 27株 静岡銀行 15株 日販グループホールディングス 50株

##### (2) K種類株式の概要

###### 剰余金の配当

###### ア 優先配当金

剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株式（AないしK種類株式を指し、以下総称して「種類株式」という）を有する株主（以下「種類株主」という）又は種類株式の登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株の払込金額相当額（AないしJ種類株式については348,000円を、K種類株式については10,000,000円をいう。以下同じ）に、年率0.1%を乗じて算出される金額（以下「優先配当金」という）を支払う。

###### イ 累積条項

2019年9月1日以降に開始する事業年度において種類株主又は種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という）については、普通株主又は普通登録株式質権者及び種類株主又は種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、種類株主又は種類登録株式質権者に支払う。

###### ウ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アを超えて配当は行わない。

###### 残余財産の分配

###### ア 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を分配日の属する事業年度の初日（同日含む）から分配日（同日含む）までの日数で日割り計算した額を加算した額を支払う。

###### イ 非参加条項

種類株主又は種類登録株式質権者に対しては、アのほか、残余財産の分配は行わない。

###### 議決権

種類株主は、株主総会における議決権を有しない。

## 株式の譲渡制限

種類株式を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

## 普通株式を対価とする取得請求権

## ア 普通株式対価取得請求権

種類株主は、2020年7月1日以降いつでも、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式を取得すると引換えに、種類株主が取得の請求をした種類株式の払込金額相当額の総額を、取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

## イ 当初取得価額

取得価額は、当初128円とする。

## 金銭を対価とする取得請求権

種類株主は、2030年以降毎年1月15日（ただし、該当日が休日である場合には翌営業日）に、当社に対して、種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という）ができるものとし、当社は、種類株主が取得の請求をした種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を金銭対価取得請求がなされた日（以下「金銭対価取得請求日」という）の属する事業年度の初日（同日含む）から金銭対価取得請求日（同日含む）までの日数で日割り計算した額を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

## 金銭を対価とする取得条項

当社は、2029年9月1日以降いつでも、取締役会の決議で定める取得日（以下「金銭対価取得日」という）をもって、種類株主及び種類登録株式質権者の意思にかかわらず、種類株式の全部又は一部を、種類株式1株につき、払込金額相当額に、累積未払配当金相当額及び優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む）から金銭対価取得日（同日含む）までの日数で日割り計算した額（円位未満は切り捨てる）を加算した額の金銭の交付と引換えに、取得することができる。

## (3) 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

## 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	4,660百万円
イ 発行諸費用の概算額	20百万円
ウ 差引手取概算額	4,640百万円

発行諸費用の概算額の主な内訳は、株価算定費用約3百万円、登録免許税約16百万円、登記関連費用約1百万円です。

上記発行諸費用には含まれておりませんが、本募集株式発行に係る業務を含めた本件事業再生業務全般について、事業活性化アドバイザー株式会社との間で、アドバイザー契約（総額50百万円）を締結しております。

## 調達する資金の具体的な用途

手取金の具体的な用途は、下表のとおりです。

具体的な用途	金額	支出予定時期
ア みずほ銀行からの当社グループの借入金の弁済	1,380百万円	2019年12月
イ 三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済	1,000百万円	2019年12月
ウ 横浜銀行からの当社子会社の借入金の弁済	970百万円	2019年12月
エ 三井住友信託銀行からの当社子会社の借入金の弁済	390百万円	2019年12月
オ 商工組合中央金庫からの当社子会社の借入金の弁済	270百万円	2019年12月
カ 静岡銀行からの当社子会社の借入金の弁済	150百万円	2019年12月
キ 店舗改装等に係る設備投資	500百万円	2020年8月期～2023年8月期

（注1）上記「調達する資金の額」に記載のとおり発行諸費用の概算額として20百万円を要する見込みですが、当該発行諸費用は手元現預金から支出いたしますので、払込金額の総額4,660百万円の用途及び金額は上表のとおりとなります。

(注2) ア～カの資金については、本募集株式発行に係る払込み後直ちに借入金の弁済に充てることから、手許資金の増加はありません。

(注3) キの資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

(2) 債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関6行より、既存借入金債務について、2025年8月末日までの返済条件の変更によるご支援をいただきます。

3. 日販による支援

(1) 資金調達

当社グループは、主要株主である日販からの500百万円の出資により、資本の充実を図ります。また、当社グループの事業・収益向上のために必要な場合には、別途、日販と協議のうえ、追加の支援を受けることを検討します。当社グループとしては、この資金を原資に、老朽化した店舗のリニューアル等の設備投資を実施し、店舗の競争力を維持・強化いたします。また、日販からは、当社グループの取引変更時の在庫に係る既存債務の一部支払について、再延長いただくことで、資金繰りもご支援いただきます。

なお、上記500百万円の出資により発行する株式の内容等につきましては、前述した「2. 金融機関による支援(1) 債務の株式化」をご参照ください。

(2) その他の各種支援

当社グループは、これまで日販より、事業面での支援、役員の派遣を含む人事面での支援を受けてきました。今後も日販から協力を得る予定です。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
減価償却費	42,353千円	23,790千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2018年9月1日 至2018年11月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2019年9月1日 至2019年11月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ソフマップ

(2) 分離した事業の内容

アニメキャラクターグッズ販売事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、(継続企業の前提に関する事項)に記載のとおり、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画において経営資源の選択と集中を強化するため、文教堂におけるアニメキャラクターグッズ販売事業(アニメガ事業)を譲渡することにいたしました。

(4) 事業分離日

2019年10月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

少額であります。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
有形固定資産	19,867千円	リース債務	4,230千円
差入保証金	10,520千円		
合計	30,387千円	合計	4,230千円

(3) 会計処理

移転したアニメガ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

販売業

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	51,899千円
営業損失	14,702千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	19円91銭	2円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (千円)	277,193	33,063
普通株主に帰属しない金額(千円)	1,092	1,092
(うちA種類株式の累積配当額)	108	108
(うちB種類株式の累積配当額)	108	108
(うちC種類株式の累積配当額)	108	108
(うちD種類株式の累積配当額)	108	108
(うちE種類株式の累積配当額)	108	108
(うちF種類株式の累積配当額)	108	108
(うちG種類株式の累積配当額)	108	108
(うちH種類株式の累積配当額)	108	108
(うちI種類株式の累積配当額)	108	108
(うちJ種類株式の累積配当額)	115	115
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ( )(千円)	278,285	31,971
普通株式の期中平均株式数(株)	13,976,802	13,976,802

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による種類株式の払込み、種類株式の株式併合、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分)

「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載しておりましたK種類株式について、2019年12月2日付けで払込みが完了いたしました。

当該払込みの完了に伴い、上記において記載しておりました種類株式の株式併合、資本金及び資本準備金の額の減少、及び剰余金の処分について、効力が生じております。

(借入金の弁済)

当社は、K種類株式の払込みの完了に伴い、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載しておりました借入金の弁済を実行いたしました。

詳細は以下の通りであります。

1. 借入先の名称及び借入額

借入先の名称	借入額
みずほ銀行	1,380百万円
三井住友銀行	1,000百万円
横浜銀行	970百万円
三井住友信託銀行	390百万円
商工組合中央金庫	270百万円
静岡銀行	150百万円
合計	4,160百万円

2. 実施時期

2019年12月2日

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年1月14日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

### 監査法人ナカチ

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤代 孝久	印
業務執行社員	公認会計士	家富 義則	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フロー100,503千円を得られたものの、営業損失497,047千円、経常損失610,794千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,981,151千円を計上した結果、4,216,002千円の債務超過となり、当第1四半期連結累計期間においては、営業利益60,532千円、経常利益9,713千円、親会社株主に帰属する四半期純利益33,063千円を計上したものの、依然として4,182,939千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。